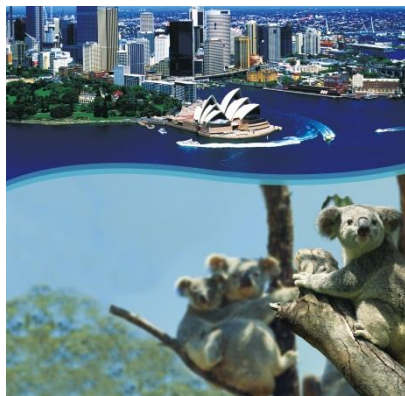


UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)

追加型投信／海外／債券



第274期決算のお知らせ

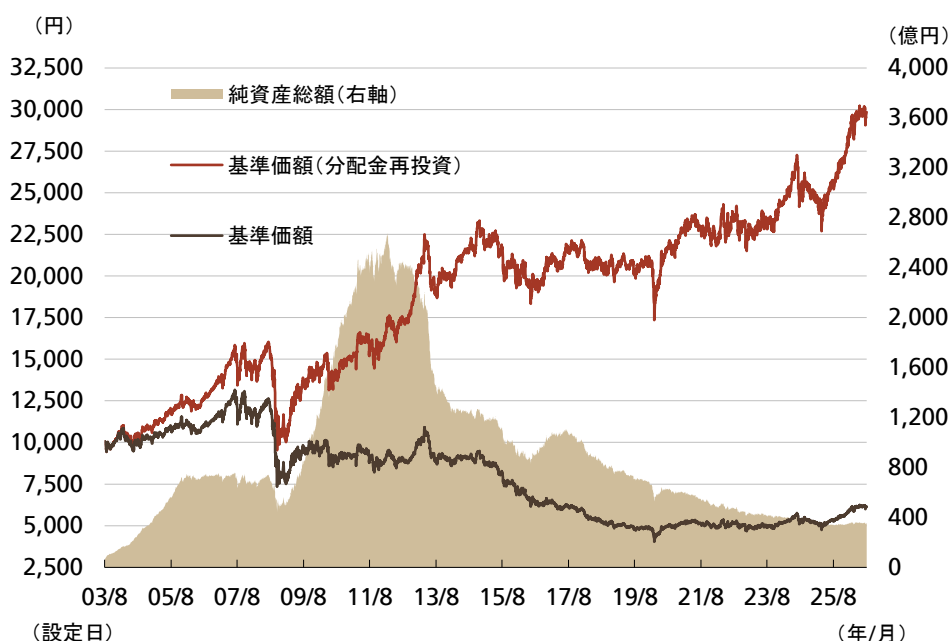
当ファンドは、2026年8月17日に決算を迎えました。
当期につきましては、下記の通り収益分配金をお支払いすることに決定しましたので、お知らせいたします。

■当期: 2026年7月18日 ~ 2026年8月17日

当期分配金 (1万口当たり、税引前)	設定来分配金 累計	当期期末基準価額 (分配金落ち後)
5円	12,950円	6,155円

基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■基準価額と純資産総額の推移 (2003年8月15日(設定日)~2026年8月17日)

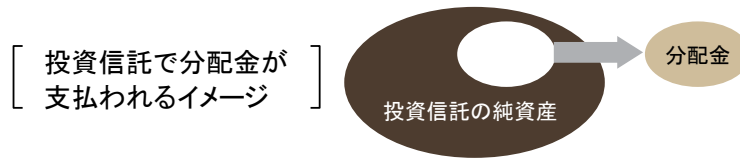


※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

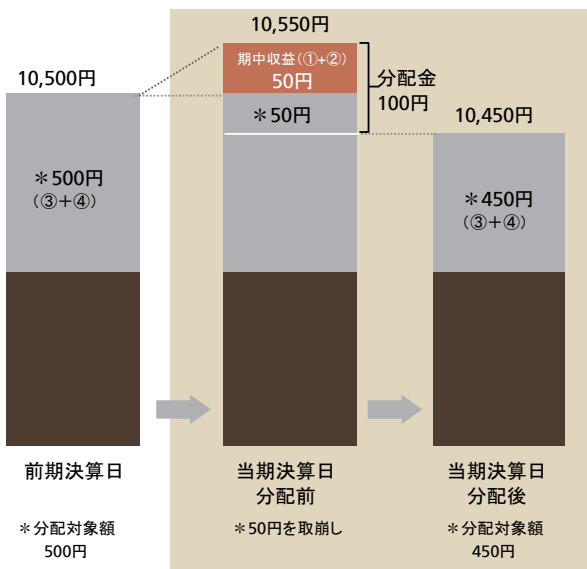
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



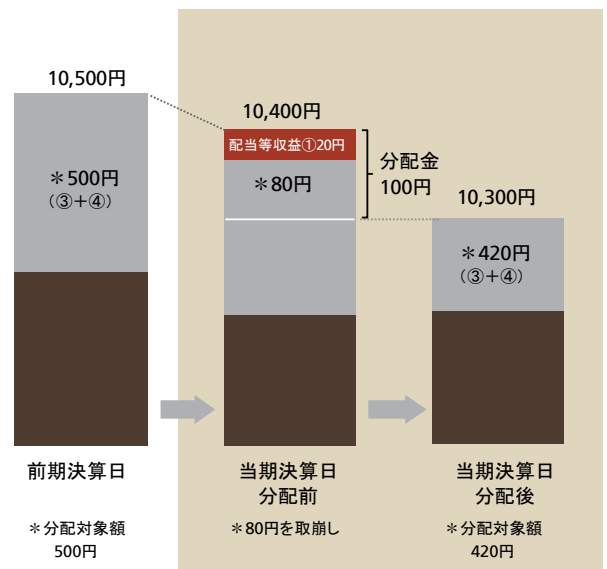
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

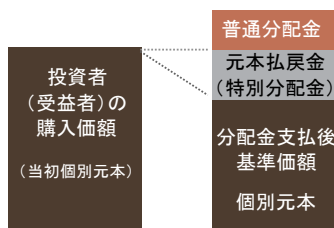


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

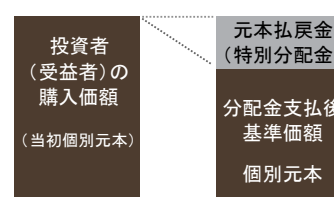
◎投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金： 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金) 額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■主なリスク

公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動（金利変動リスク）および発行体の信用力の変化（信用リスク）の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

その他の留意点

[クーリング・オフ]

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

[流動性リスクに関する留意点]

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	購入単位は、販売会社が取扱うコースに応じて定めるものとします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定めるものとします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日に該当する場合には、購入・換金のお申込みの受け付けは行いません。
信託期間	無期限(2003年8月15日設定)
繰上償還	一部解約により受益権総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.2%(税抜2.0%)以内 で、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し 0.30% の率を乗じて得た額

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用			
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して 年率1.1%(税抜年率1.0%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)			
		<table><tr><td>委託会社</td><td>0.475%</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr></table>	委託会社	0.475%	委託した資金の運用の対価
		委託会社	0.475%	委託した資金の運用の対価	
		<table><tr><td>販売会社</td><td>0.475%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr></table>	販売会社	0.475%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	販売会社	0.475%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価		
	<table><tr><td>受託会社</td><td>0.050%</td><td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td></tr></table>	受託会社	0.050%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価	
	受託会社	0.050%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価		
	※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。				
	その他の費用・ 手数料	監査費用(年110万円を上限(当該上限は契約条件の見直しにより随時変更となる場合があります。))とする額が日々信託財産に計上されます。)として、日々計上され、原則として毎計算期末または信託終了のときファンドから間接的に全受益者にて応分にご負担いただく費用			
		<table><tr><td>監査費用</td><td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td></tr></table>	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	
監査費用		監査法人等に支払うファンド監査に係る費用			
実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用					
<table><tr><td>売買委託手数料</td><td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td></tr></table>		売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料		
売買委託手数料		有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料			
<table><tr><td>保管費用</td><td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td></tr></table>	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用			
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用				
※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。					

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの特色

- オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資し、安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。
- 組入国債等の利子・配当等収益等を中心に、原則として毎月分配を行う方針です。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 運用は、UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。

分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社(信託財産の運用の指図等) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(ファンドの運用指図の権限の委託先)
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の管理・保管等)
販売会社	

商号等		加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	その他
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○		○		
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○				
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第653号	○	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	※
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	※
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	※
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	※
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○	○	○		※
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○	※

※株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、東海東京証券株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJ eスマート証券株式会社は、一般社団法人日本STO協会に加入しています。

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。